

令和7年度山梨県ものづくり人材就業支援事業費 補助金支給対象者募集要項

山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金は、製造業における高度な知識又は技術を有する人材を確保及び育成するとともに、これら技術系人材の県内定着を促進するため、山梨県と産業界との出捐により基金を創設し、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている大学生等及び既卒者が対象業種企業に就職し、**県内で一定期間従事した場合に、卒業前2年間に貸与を受けた奨学金（既卒者の場合は返還残額）の返還を補助金支給するものです。**

補助金の支給対象となる方を募集しますので、ぜひ、ご応募ください。

1 支援対象者

大学生等

申込日現在に、大学、大学院、高等専門学校のうち、**理学部、工学部若しくはこれらに準ずる学部、研究科等（以下「大学等」という。）に在学**し、次の各号のすべてに該当する学生を対象とします。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の**第一種奨学金又は第二種奨学金**の貸与を受けていること。
- (2) 令和8年3月卒業予定の方は、卒業の翌月から6ヵ月以内に対象業種企業における、企画・開発、製造部門への就職を希望していること。
- (3) 令和8年3月卒業予定の方は、令和8年4月初日を起点とした10年間のうち、8年間以上山梨県内に勤務し、かつ県内に定住する意向があること。

既卒者

大学、大学院、高等専門学校のうち、**理学部、工学部若しくはこれらに準ずる学部、研究科等（以下「大学等」という。）を卒業し、申込日現在で卒業後3年以内の方のうち、山梨県外にある企業（山梨県内に本社のある企業を除く。）に就業している方又は山梨県内にいる企業を会社都合で離職した方**を対象とします。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の**第一種奨学金又は第二種奨学金**を卒業前2年間に貸与を受け、滞納額がないこと。
- (2) 令和8年4月末日までに、対象業種企業における、企画・開発、製造部門への就職を希望していること。
- (3) 令和8年4月初日を起点とした10年間のうち、8年間以上山梨県内に勤務し、かつ県内に定住する意向があること。

※ 対象業種企業

県内に本社を有する中小企業、又は勤務先を山梨県に限定した採用を行っている企業のうち、日本標準産業分類に規定する次の業種のいずれかに該当する企業。なお、大企業（資本金3億円以上かつ従業員300人以上）又は県外本社の中小企業に就職予定の方は、勤務先が山梨県に限定した採用であることが必要です。

- ・中分類18 プラスチック製品製造業
- ・中分類24 金属製品製造業
- ・中分類25 はん用機械器具製造業
- ・中分類26 生産用機械器具製造業
- ・中分類27 業務用機械器具製造業
- ・中分類28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- ・中分類29 電気機械器具製造業
- ・中分類30 情報通信機械器具製造業
- ・中分類31 輸送用機械器具製造業

2 募集人数 34名（令和8年3月卒業予定者及び卒業後3年以内の既卒者等）

3 募集期間 令和7年4月1日（火）～令和7年8月29日（金）

4 補助内容

支給対象者として認定された方が、下記表に掲げる期日までに対象業種企業に正規雇用により就業かつ山梨県内に住所を有し、その事実が確認できる書類を添付して申請することにより補助期間中の山梨県内での勤務実績に応じて、奨学金返還を補助します。

区 分	期 日
大学生等	大学等を卒業した翌月の初日から起算して6ヵ月以内
既卒者	対象者認定通知日の属する年度の翌年度の4月末日

補助額等 大学等の在学時に奨学金として貸与を受けた額のうち下記表の額
 ※既卒者の方は、奨学金として貸与を受けた額のうち交付申請時の返還残額と卒業前2年間貸与を受けた額を比較して、いずれか低い額により計算した額

区分	補助金の額
1 第一種奨学金のみの貸与を受けた期間	卒業前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額
2 第二種奨学金のみの貸与を受けた期間 ※別表を参考にしてください。	卒業前2年間に第二種奨学金として貸与を受けた額（ただし、月額の補助上限額は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第1条第1項の表の上欄に掲げる学校を卒業した者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める月額の最高額とする。）
3 第一種奨学金、第二種奨学金の両方の貸与を受けた期間	卒業前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額及び第二種奨学金として貸与を受けた額（ただし、月額の補助上限額は、2の区分と同様とする。）

（例）国公立大学・自宅通学・第二種奨学金の貸与月額30,000円の場合

貸与月額30,000円×卒業前2年間に貸与を受けた月数24ヶ月＝補助額720,000円

毎年度補助額 交付決定額×1/8×（前年度に県内事業所で勤務した月数÷12）

※10年間のうち、県内に住所を有し、対象業種企業の県内事業所に就業した期間に応じて支給します。（通算8年間勤務で交付決定額の満額を支給。）

※通算勤務期間3年未満で交付決定の取り消しを受けた場合、補助対象外となり、それまでに交付を受けた補助金がある場合は返還が必要となります。（交付決定の取り消しについては山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱（県HP）をご参照ください。）

※転勤等により県外事業所で勤務した期間は、補助期間に含まれません。

5 応募方法

次のとおり募集期間内に提出書類を提出してください。

（1）提出方法 持参又は簡易書留

（2）提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県 総合県民支援局

働く人・働き方支援課 地域雇用担当

（3）提出書類 ① 支給対象者認定申請書【様式第1号】

② 履歴書【様式第2号】

③ 応募理由書【様式第3号】

※記載例を参考にしてください。

④-1 大学生の方は奨学金の借入を証する書類（奨学生証の写し）

④-2 既卒者の方は奨学金返還証明書

※日本学生支援機構のスカラネットパーソナルから発行申請

⑤ 在籍又は卒業した大学等の成績証明書（直近のもの）

⑥ 第二種奨学金の貸与者で自宅外から通学している者のみ下記の書類提出が必要

※家計支持者と別住所であることが確認できる書類

（住民票、アパートの契約書の写し、戸籍の附票など）

⑦ 既卒者のうち、県外企業（県内に本社のある企業は除く。）に勤務している方のみ下記の書類提出が必要

※県外企業で就業していることが分かる書類

（健康保険証、社員証など）

⑧ 既卒者のうち、会社都合で離職した方のみ下記の書類提出が必要

※会社都合で離職したことが分かる書類

（雇用保険被保険者離職票－2など）

6 支給対象者の認定

書類により選考し、その結果を通知します。

※概ね令和7年9月末頃通知予定です。

7 支給対象者の認定の取り消し

次のいずれかに該当したときは、対象者認定の取り消し等の措置を行います。

- (1) 支給対象者を辞退する旨の申出があったとき
- (2) 奨学金の貸与を取り消され、又は辞退したとき
- (3) 留年等により卒業する年度に卒業しなかったとき
- (4) 大学生等が大学等を卒業した翌月の初日から起算して、6ヵ月以内に対象業種企業に就職しなかったとき
- (5) 既卒者が認定通知日の属する年度の翌年度の4月末日までに対象業種企業に就職しなかったとき
- (6) 退学したとき
- (7) 奨学金の返済を滞納したとき

8 問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県 総合県民支援局

働く人・働き方支援課 地域雇用担当 まえじま 前島

TEL 055-223-1562 FAX 055-223-1516

E-mail jinzai-bank@pref.yamanashi.lg.jp

制度の詳細、様式等は、県ホームページに掲載していますので、併せてご覧ください。

「山梨 奨学金返還支援」で検索できます。

※お気軽にお問い合わせいただき、まずはご応募ください。

山梨県知事 殿

申請者 住 所 氏 名 印

山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金支給対象者認定申請書

支給対象者の認定を受けたいので、山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

私は、大学等を卒業する日以後直近の 4 月初日（既卒者にあつては第 6 条に規定する認定申請日の属する年度の翌年度の 4 月初日）を起点とした 1 0 年間のうち 8 年間以上、山梨県内の対象業種企業に勤務し、かつ県内に定住する見込みです。

はい・いいえ ※該当にマル（○）をしてください

申請者	住 所	〒		
	(ふりがな)氏 名			
	生年月日	年 月 日		
	電話番号	※必ず本人に繋がる電話番号を記載すること		
(申込日現在)修学状況	名 称	高等専門学校 大学 学部 学科 大学院 研究科 専攻		
	所 在 地	〒		
	在籍学年	※既卒者の場合は「既卒」と記載	卒業（予定）	年 月
	通学形態	自 宅 通 学 期 間： 年 月 日～ 年 月 日 自 宅 外 通 学 期 間： 年 月 日～ 年 月 日		
奨 学 金	名 称	独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金		
	金 額	円／月 (総額 円) ※新たに貸付を希望する者は希望額を記載。 ※卒業前2年間の貸与額を記載。		
	貸与期間	年 月 日～ 年 月 日		

※添付書類

- (1) 履歴書（様式第 2 号）
- (2) 応募理由書（様式第 3 号）
- (3) 大学生等は奨学金の借入を証する書類
- (4) 既卒者は奨学金の返還を証するもの
- (5) 成績証明書
- (6) 県外企業に在職していることが分かる書類（既卒者のうち、県外企業に就業している者のみ）
- (7) 会社都合で離職したことが分かる書類（既卒者のうち、会社都合により県内企業を離職した者のみ）
- (8) その他知事が必要と認める書類

履 歴 書

年 月 日現在

写真をはる位置

1. 縦 40 mm
横 30 mm
2. 本人単身胸から上
3. 写真裏面に記名
4. 裏面のりづけにて貼付

ふりがな	
氏 名	
年 月 日生（満 歳）	※ 男・女

ふりがな	電話
現住所 〒	(携帯)
	(固定)
ふりがな	電話
連絡先 〒	(携帯)
(現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)	(固定)

年	月	学歴・職歴（中学校卒業以後の経歴を記載）

得意科目・専攻科目	健康状態
-----------	------

メールアドレス（本人）：

(ふりがな)	
保護者氏名	
住 所 〒	
メールアドレス：	電話番号
企業情報等の提供： 希望する ・ 希望しない ※	

記入上の注意

1. 鉛筆以外の黒又は青の筆記具で記入。
2. 数字はアラビア数字で、文字はくずさず正確に書く。
3. ※印のところは、該当するものを○で囲む。
4. メールアドレスは県から情報提供等を行うためにのみ使用します。

応 募 理 由 書

1 応募の動機
2 専門分野及び研究内容（既卒者は、在職中の業務経験についても記載）
3 将来活躍したい産業分野